

長野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例（案）要綱

総務部文書情報管理課
企画政策部移住推進課

事 項	説 明				
1 改正の理由	市の執行機関が個人番号を利用して必要な限度で個人情報の検索等を行うことができる事務（以下「独自利用事務」という。）を追加することに伴い、改正するもの				
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり 独自利用事務及び当該独自利用事務において個人番号を利用して検索等を行うことができる情報（以下「特定個人情報」という。）を次のように定める（別表第 2 関係）。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>独自利用事務</th><th>特定個人情報</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>結婚に伴う新たな生活を支援するための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</td><td>地方税関係情報又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する戸籍関係情報であって規則で定めるもの</td></tr> </tbody> </table>	独自利用事務	特定個人情報	結婚に伴う新たな生活を支援するための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する戸籍関係情報であって規則で定めるもの
独自利用事務	特定個人情報				
結婚に伴う新たな生活を支援するための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する戸籍関係情報であって規則で定めるもの				
3 施 行 期 日	令和 8 年 4 月 1 日から施行する。				
4 審 議 状 況	<table> <tr> <td>(1) 法規審査委員会の決定</td><td>1 月 3 0 日</td></tr> <tr> <td>(2) 庁 議 の 決 定</td><td>2 月 1 2 日</td></tr> </table>	(1) 法規審査委員会の決定	1 月 3 0 日	(2) 庁 議 の 決 定	2 月 1 2 日
(1) 法規審査委員会の決定	1 月 3 0 日				
(2) 庁 議 の 決 定	2 月 1 2 日				

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）
要綱

総務部総務課

事 項	説 明
1 制定の理由	刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例の整理を行うもの
2 条例（案） の 内 容	主な内容は、次のとおり (1) 長野市個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部改正（第 1 条関係） 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。 ア 長野市個人情報の保護に関する法律施行条例 イ 長野市自然環境保全条例 ウ 長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 エ 長野市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (2) 長野市職員の給与に関する条例等の一部改正（第 2 条関係） 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 ア 長野市職員の給与に関する条例 イ 長野市一般職の職員の退職手当に関する条例 ウ 長野市立学校職員の給与に関する条例 エ 長野市消防団員の定員及び任用等に関する条例 オ 長野市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 (3) 長野市公害防止条例の一部改正（第 3 条関係） 長野市公害防止条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
3 施行期日	刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和 7 年 6 月 1 日）から施行する。
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 1 月 30 日 (2) 庁 議 の 決 定 2 月 12 日

長野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

教育委員会事務局保健給食課

事 項	説 明								
1 改正の理由	学校医の報酬額を見直すことに伴い、改正するもの								
2 改正の内容	(1) 学校における健康診断等について、内科医、歯科医、耳鼻咽喉科医及び眼科医（(2) の耳鼻咽喉科医及び眼科医を除く。）が受ける報酬額を次のとおり改める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 102,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,000円を加算した額とする。</td><td>担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 108,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,500円を加算した額とする。</td></tr> </tbody> </table> (2) 戸隠地区、鬼無里地区、信州新町地区及び中条地区内の学校における健康診断等について、当該地区の医師会以外の医師会に所属する耳鼻咽喉科医及び眼科医が担任する場合に当該耳鼻咽喉科医及び眼科医が受ける報酬額を次のとおり改める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 155,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,000円を加算した額とする。</td><td>担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 161,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,500円を加算した額とする。</td></tr> </tbody> </table> （以上別表第4関係）	改正前	改正後	担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 102,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,000円を加算した額とする。	担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 108,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,500円を加算した額とする。	改正前	改正後	担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 155,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,000円を加算した額とする。	担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 161,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,500円を加算した額とする。
改正前	改正後								
担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 102,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,000円を加算した額とする。	担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 108,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,500円を加算した額とする。								
改正前	改正後								
担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 155,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,000円を加算した額とする。	担任する学校の担任児童生徒数50人まで年額 161,000円とし、担任児童生徒数50人を超える場合は、50人までを加えるごとに 8,500円を加算した額とする。								
3 施行期日	令和7年4月1日から施行する。								
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 1月30日 (2) 庁 議 の 決 定 2月12日								

長野市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

総務部職員課

事 項	説 明
1 改正の理由	雇用保険法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、改正するもの
2 改正の内容	法の一部改正により、雇用保険の被保険者に対する失業等給付が見直されるため、失業者の退職手当（本市の職員に法が適用されたとみなしたならば支給されることとなる雇用保険による給付額が退職手当の額を上回る場合においてその差額相当分が支給される退職手当をいう。）について所要の規定の整備を行う（第11条、附則第14項関係）。
3 施行期日等	令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
4 審 議 状 況	(1) 法規審査委員会の決定 1 月 3 0 日 (2) 庁 議 の 決 定 2 月 1 2 日

長野市手数料条例の一部を改正する条例（案）要綱

保健福祉部長 長野市保健所 食品生活衛生課
建設部 建築指導課

事 項	説 明
1 改正の理由	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく審査事務及び宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく審査事務に係る手数料を徴収することに伴い、改正するもの
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係 (1) 輸出証明書（農林水産物又は食品が輸出先国の輸入条件に適合していることを示す証明書をいう。）の発行及び適合施設（食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が講じられていることその他の輸出先国の政府機関が定める要件に適合する施設をいう。）の認定の申請に対する審査事務について、別紙の 1 に定める額の手数料を徴収するものと定める（別表第 1 関係）。 宅地造成及び特定盛土等規制法関係 (2) 宅地造成及び特定盛土等規制法の規定により市が新たに指定する「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」内において行われる一定の規模を超える宅地造成、盛土等に関する工事の許可申請等に対する審査事務について、別紙の 2 に定める額の手数料を徴収するものと定める（別表第 2 関係）。
3 施行期日	(1) については令和 7 年 4 月 1 日から、(2) については同年 5 月 26 日から施行する。
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 1 月 30 日 (2) 庁 議 の 決 定 2 月 12 日

別紙

1 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）関係

区分		金額
(1) 法第15条第2項の規定による輸出証明書（衛生証明書に限る。）の発行の申請に対する審査		870円
(2) 法第17条第2項の規定による適合施設の認定の申請に対する審査	ア 現地調査を行う場合	20,900円
	イ ア以外の場合	10,400円

2 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この表において「法」という。）関係

区分			金額
(1) 法第12条第1項の規定による宅地造成等又は法第30条第1項の規定による特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事	盛土又は切土をする土地の面積が 500平方メートル以内のもの	16,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が 500平方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの	25,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	37,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が 2,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以内のもの	52,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が 3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	59,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が 5,000平方メートルを超え 1万平方メートル以内のもの	78,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が 1万平方メートルを超え 2万平方メートル以内のもの	150,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が 2万平方メートルを超え 4万平方メートル以内のもの	230,000円
		盛土又は切土をする土地の面積が 4万平方メートルを超え 7万平方メートル以内のもの	360,000円
		盛土又は切土をする土地の面積	510,000円

		が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	
		盛土又は切土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの	650,000円
イ 土石の堆積に関する工事		土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートル以内のもの	12,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	14,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	21,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	28,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	31,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	41,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの	53,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの	68,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	98,000円
		土石の堆積を行う土地の面積が10万平方メートルを超えるもの	110,000円
(2) 法第18条第1項又は第37条第1	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの		4,500円
	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メー		4,500円

項の規定による中間検査	トルを超え1,000平方メートル以内のもの	
	盛土又は切土をする土地の面積が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以下のもの	6,500円
	盛土又は切土をする土地の面積が 2,000平方メートルを超え 3,000平方メートル以内のもの	6,900円
	盛土又は切土をする土地の面積が 3,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	8,100円
	盛土又は切土をする土地の面積が 5,000平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	8,100円
	盛土又は切土をする土地の面積が 1 万平方メートルを超え 2 万平方メートル以内のもの	12,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が 2 万平方メートルを超え 4 万平方メートル以内のもの	16,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が 4 万平方メートルを超え 7 万平方メートル以内のもの	23,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が 7 万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	35,000円
	盛土又は切土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの	47,000円
(3) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定による証明書の交付		1 通につき 1,500円

長野市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する
条例（案）要綱

保 健 福 祉 部 福 祉 政 策 課
保健福祉部高齢者活躍支援課
保 健 福 祉 部 障 害 福 祉 課
こども未来部子育て家庭福祉課
こども未来部保育・幼稚園課

事 項	説 明
1 改正の理由	保護施設の設備及び運営に関する基準等を条例で定めるに当たり従うべきこと等とされる厚生労働省令等で定める基準の一部が改正されるため、それぞれの条例で定める基準についても同様に見直すことに伴い、改正するもの
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり 次に掲げる条例の規定中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。 (1) 長野市保護施設の設備及び運営の基準に関する条例 (2) 長野市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (3) 長野市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (4) 長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 (5) 長野市指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例 (6) 長野市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 (7) 長野市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例 (8) 長野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 (9) 長野市指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例 (10) 長野市指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例 (11) 長野市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (12) 長野市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例 (13) 長野市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 (以上第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条関係)

3 施 行 期 日	令和7年4月1日から施行する。		
4 審 議 状 況	(1) 法規審査委員会の決定	1月30日	
	(2) 庁 議 の 決 定	2月12日	

長野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する
条例及び長野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例（案）要綱

こども未来部保育・幼稚園課

事 項	説 明
1 改正の理由	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等を 条例で定めるに当たり従うべきこととされる内閣府令で定める基 準の一部が改正されるため、それぞれの条例で定める基準につい ても同様に見直すことに伴い、改正するもの
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり (1) 長野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の 基準に関する条例の一部改正（第 1 条関係） ア 特定地域型保育事業者（地域型保育給付費の支給を受ける 家庭的保育事業等を行う者をいう。以下同じ。）は、保育の 内容に関して必要な支援を実施する連携協力施設（認定こど も園、幼稚園又は保育所をいう。以下同じ。）の確保が著し く困難である場合で次に掲げる要件の全てを満たすと市長が 認めるときは、当該連携協力施設の確保を要しないものと定 める。 (7) 特定地域型保育事業者が、当該特定地域型保育事業者と 連携する小規模保育事業 A 型等を行う者（以下「連携協力 者」という。）を確保すること。 (4) 連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないように するための措置が講じられていること。 イ 代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等 により特定地域型保育を提供することができない場合に、連携 協力施設の職員が当該特定地域型保育事業者に代わって提供 する保育をいう。）を提供する連携協力施設の確保を要しな い場合に、「連携協力施設の確保が著しく困難であると市長 が認める場合であって、市長が特定地域型保育事業者による 連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお 当該連携協力者の確保が著しく困難である場合」を加える。 (2) 長野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 の一部改正（第 2 条関係） 家庭的保育事業等に係る運営の基準について、(1) と同様の 改正を行う。

3 施 行 期 日	令和7年4月1日から施行する。		
4 審 議 状 況	(1) 法規審査委員会の決定	2月	7日
	(2) 庁 議 の 決 定	2月	12日

長野市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（案）要綱

こども未来部保育・幼稚園課

事 項	説 明
1 制定の理由	児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について定めることに伴い、制定するもの
2 条例（案） の 内 容	主な内容は、次のとおり (1) 乳児等通園支援事業者の一般原則を次のように定める（第 5 条関係）。 ア 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 イ 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ウ 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 エ 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 オ 乳児等通園支援事業所には、児童福祉法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 カ 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。 (2) 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について定める（第 6 条―第 27 条関係）。
3 施行期日	令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 1 月 30 日 (2) 庁 議 の 決 定 2 月 12 日

長野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例（案）要綱

こども未来部こども政策課

事 項	説 明				
1 改正の理由	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を見直すこと等に伴い、改正するもの				
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり (1) 災害その他やむを得ない事情があると市長が認める場合は、放課後児童健全育成事業所に設ける専用区画（遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画をいう。）の面積は、児童 1 人につきおおむね 1.65 平方メートル以上であることを要しないものと定める（第 9 条関係）。 (2) 放課後児童支援員となる者に係る資格要件の一部を次のように改める。 <table border="1"> <tr> <th>改正前</th><th>改正後</th></tr> <tr> <td>都道府県知事等が行う研修を修了した者であること。</td><td>都道府県知事等が行う研修を修了した者（その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から 2 年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）であること。</td></tr> </table> (3) 災害その他やむを得ない事情があると市長が認める場合は、支援の単位ごとに児童の数をおおむね 40 人以下とする基準を満たすことを要しないものと定める。 （以上第 10 条関係）	改正前	改正後	都道府県知事等が行う研修を修了した者であること。	都道府県知事等が行う研修を修了した者（その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から 2 年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）であること。
改正前	改正後				
都道府県知事等が行う研修を修了した者であること。	都道府県知事等が行う研修を修了した者（その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から 2 年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）であること。				
3 施行期日	令和 7 年 4 月 1 日から施行する。				
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 1 月 30 日 (2) 庁 議 の 決 定 2 月 12 日				

長野市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

こども未来部こども政策課

事 項	説 明
1 改正の理由	長野市三輪児童センターを廃止すること及び長野市豊野西部児童センターを管理する者を指定管理者から市長に変更することに伴い、改正するもの
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり (1) 長野市児童館から長野市三輪児童センターを除く（第 2 条関係）。 (2) 長野市豊野西部児童センターの管理を指定管理者に行わせるものとする規定を除く（第 3 条関係）。 (3) 指定管理者の業務に関する規定を除く（第 4 条関係）。
3 施行期日	令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 1 月 3 0 日 (2) 庁 議 の 決 定 2 月 1 2 日

長野市手話言語条例（案）要綱

保健福祉部障害福祉課

事 項	説 明
1 制定の理由	手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務並びにろう者及び手話通訳者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、事業者及び市民の手話及びろう者に対する理解の促進を図り、もってろう者とうる者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現することを目的とし、制定するもの
2 条例（案） の 内 容	主な内容は、次のとおり (1) この条例において「ろう者」とは、きこえない者及びきこえにくい者のうち、手話を使い日常生活又は社会生活を営むものをいうものと定める。 (2) この条例において「手話の普及等」とは、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備をいうものと定める。 (以上第 2 条関係) (3) 基本理念について次のように定める（第 3 条関係）。 ア 手話の普及等は、手話が音声言語と対等な独自の体系を持つ言語であり、豊かな人間性を涵養し、及び知的かつ心豊かな生活を送るために必要なものとしてろう者が受け継いできた言語活動の文化的所産であることについての市民の理解の下に、行われなければならない。 イ 手話の普及等は、手話が、意思疎通のための手段として選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段として選択の機会の拡大が図られることを旨として行われなければならない。 (4) 市、事業者及び市民の責務並びにろう者及び手話通訳者の役割について定める（第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条関係）。 (5) 県との連携協力について定める（第 9 条関係）。 (6) 施策の策定及び推進について定める（第 10 条関係）。 (7) 手話を学ぶ機会の確保等について定める（第 11 条関係）。 (8) 学校における理解の増進について定める（第 12 条関係）。 (9) 医療機関における環境整備について定める（第 13 条関係）。 (10) 観光旅行者に関する措置について定める（第 14 条関係）。

	(11)手話通訳者等の養成等について定める（第15条関係）。 (12)手話による情報発信について定める（第16条関係）。 (13)手話通訳者の派遣体制の整備等について定める（第17条関係）。 (14)事業者への支援について定める（第18条関係）。 (15)災害時等の対応について定める（第19条関係）。 (16)財政上の措置について定める（第20条関係）。
3 施行期日	令和7年4月1日から施行する。
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 1月30日 (2) 庁議の決定 2月12日

長野市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する
条例の一部を改正する条例（案）要綱

保健福祉部地域包括ケア推進課

事 項	説 明
1 改正の理由	地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を条例で定めるに当たり従うべきこととされる介護保険法施行規則の一部が改正されたため、この条例で定める基準についても同様に見直すことに伴い、改正するもの
2 改正の内容	(1) 一の地域包括支援センターに置くべき職員の人員について、地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の人員を常勤の職員の人員に換算する方法をいう。）によることができるものと定める。 (2) 地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに次のアからウまでに掲げる職員の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める常勤の職員の人員を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ常勤の職員の人員の基準を満たすものと定める。 ア 保健師その他これに準ずる者 1 人 イ 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人 ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1 人 (3) (2) の場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターには、(2) アからウまでに掲げる職員のうち、少なくとも 2 人を配置するものと定める。 （以上第 3 条関係） (4) その他条文を整備する。
3 施行期日	公布の日から施行する。

4 審 議 状 況	(1) 法規審査委員会の決定 (2) 庁 議 の 決 定	1 月 3 0 日 2 月 1 2 日
-----------	---------------------------------	------------------------

長野市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）要綱

保健福祉部国保・高齢者医療課

事 項	説 明								
1 改正の理由	国民健康保険法施行令の一部改正により、保険料の賦課限度額及び軽減措置を見直すことに伴い、改正するもの								
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり (1) 保険料の賦課限度額のうち、基礎賦課限度額を65万円から66万円に改める（第16条の5関係）。 (2) 保険料の賦課限度額のうち、後期高齢者支援金等賦課限度額を24万円から26万円に改める（第16条の5の10関係）。 (3) 保険料の賦課額の被保険者均等割及び世帯別平等割の減額割合を5割とする世帯の区分を次のように改める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯の所得額が、43万円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に、当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、29万5,000円に当該世帯に属する被保険者等の数を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯</td><td>世帯の所得額が、43万円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に、当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、30万5,000円に当該世帯に属する被保険者等の数を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯</td></tr> </tbody> </table> (4) 保険料の賦課額の被保険者均等割及び世帯別平等割の減額割合を2割とする世帯の区分を次のように改める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯の所得額が、43万円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に、当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、54万5,000円に当該世帯に属する被保険者等の数を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯</td><td>世帯の所得額が、43万円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に、当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、56万円に当該世帯に属する被保険者等の数を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯</td></tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	世帯の所得額が、43万円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に、当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、29万5,000円に当該世帯に属する被保険者等の数を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯	世帯の所得額が、43万円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に、当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、30万5,000円に当該世帯に属する被保険者等の数を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯	改正前	改正後	世帯の所得額が、43万円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に、当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、54万5,000円に当該世帯に属する被保険者等の数を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯	世帯の所得額が、43万円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に、当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、56万円に当該世帯に属する被保険者等の数を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯
改正前	改正後								
世帯の所得額が、43万円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に、当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、29万5,000円に当該世帯に属する被保険者等の数を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯	世帯の所得額が、43万円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に、当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、30万5,000円に当該世帯に属する被保険者等の数を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯								
改正前	改正後								
世帯の所得額が、43万円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に、当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、54万5,000円に当該世帯に属する被保険者等の数を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯	世帯の所得額が、43万円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に、当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、56万円に当該世帯に属する被保険者等の数を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯								

	(以上第22条関係)	
3 施行期日等	令和7年4月1日から施行する。	
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定	2月 7日
	(2) 庁議の決定	2月12日

長野市南部勤労者活躍支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例（案）要綱

経済産業振興部商工労働課

事 項	説 明
1 改正の理由	長野市北部勤労者活躍支援センター（以下「北部支援センター」という。）を設置することに伴い、改正するもの
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり (1) 題名を「長野市勤労者活躍支援センターの設置及び管理に関する条例」に改める（題名関係）。 (2) 北部支援センターを長野市吉田一丁目13番8号に設置するものと定める（第2条関係）。 (3) 北部支援センターの管理は、指定管理者にこれを行わせるものとする（第3条関係）。 (4) 指定管理者は、北部支援センターの利用の許可に関する業務等を行うものとする（第4条関係）。
3 施行期日等	公布の日から起算して1年4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、(3) 及び(4) については、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
4 審 議 状 況	(1) 法規審査委員会の決定 1月30日 (2) 庁 議 の 決 定 2月12日

長野市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の
設置の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

都市整備部公園緑地課

事 項	説 明
1 改正の理由	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「政令」という。）の一部改正に伴い、改正するもの
2 改正の内容	(1) この条例において引用する法の条項を整理する（第 1 条関係）。 (2) この条例において引用する政令の条項を整理する（第 3 条関係）。
3 施 行 期 日	令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、(1) については、公布の日から施行する。
4 審 議 状 況	(1) 法規審査委員会の決定 1 月 3 0 日 (2) 庁 議 の 決 定 2 月 1 2 日

長野市人権同和教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例（案）要綱

地域・市民生活部人権・男女共同参画課
教 育 委 員 会 事 務 局 総 務 課

事 項	説 明
1 改正の理由	長野市上駒沢人権同和教育集会所及び長野市大室人権同和教育集会所を廃止することに伴い、改正するもの
2 改正の内容	長野市人権同和教育集会所から長野市上駒沢人権同和教育集会所及び長野市大室人権同和教育集会所を除く（第2条関係）。
3 施 行 期 日	令和7年4月1日から施行する。
4 審 議 状 況	(1) 法規審査委員会の決定 1月30日 (2) 庁 議 の 決 定 2月12日

長野市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部を改正する条例（案）要綱

上下水道局総務課

事 項	説 明
1 改正の理由	水道の布設工事の技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）及び水道技術管理者の資格を条例で定めるに当たり参酌することとされる水道法施行令の一部が改正されるため、この条例で定める資格についても同様に見直すことに伴い、改正するもの
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり (1) 本市の水道事業において水道の布設工事を行う場合における布設工事監督者の資格要件の一部を別紙の 1 のように改める（第 3 条関係）。 (2) 本市の水道事業に係る水道の管理について技術上の業務を担当させるために置く水道技術管理者の資格要件の一部を別紙の 2 のように改める（第 4 条関係）。
3 施行期日	令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 1 月 3 0 日 (2) 庁 議 の 決 定 2 月 1 2 日

別紙

1 布設工事監督者の資格要件

改正前	改正後
(1) 大学の土木工学科等の課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験（以下「実務経験」という。）を有する者	(1) 大学において土木工学科等の課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）に関する実務経験を有する者（1年6月以上水道に関する実務経験を有する者に限る。）
(2) 大学の土木工学科等の課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する実務経験を有する者	
(新設)	(2) 大学において機械工学科、電気工学科等の課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する実務経験を有する者（2年以上水道に関する実務経験を有する者に限る。）
(3) 短期大学等において土木科等の課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する実務経験を有する者	(3) 短期大学等において土木科等の課程を修めて卒業した後、5年以上水道等に関する実務経験を有する者（2年6月以上水道に関する実務経験を有する者に限る。）
(新設)	(4) 短期大学等において機械科、電気科等の課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する実務経験を有する者（3年以上水道に関する実務経験を有する者に限る。）
(4) 高等学校等において土木科等の課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する実務経験を有する者	(5) 高等学校等において土木科等の課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する実務経験を有する者（3年6月以上水道に関する実務経験を有する者に限る。）
(新設)	(6) 高等学校等において機械科、電気科等の課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する実務経験を有する者（4年以上水道に関する実務経験を有する者に限る。）

(5) 10年以上水道の工事に関する実務経験を有する者	(7) 10年以上水道等の工事に関する実務経験を有する者（5年以上水道の工事に関する実務経験を有する者に限る。）
-----------------------------	--

2 水道技術管理者の資格要件

改正前	改正後
布設工事監督者としての資格を有する者	大学、短期大学等又は高等学校等において土木工学科、土木科等の課程を修めて卒業した後、大学を卒業した者については3年以上、短期大学等を卒業した者については5年以上、高等学校等を卒業した者については7年以上水道に関する実務経験を有する者

長野市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）要綱

上下水道局営業課

事 項	説 明				
1 改正の理由	排水設備工事責任技術者（排水設備指定工事店が営業所ごとに配置しなければならないこととされる公益財団法人長野県下水道公社の登録を受けた技術者をいう。以下同じ。）の配置基準を緩和することに伴い、改正するもの				
2 改正の内容	排水設備工事責任技術者の配置基準を次のとおり改める（第 8 条の 2 関係）。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤の排水設備工事責任技術者を置かなければならない。</td><td>排水設備工事責任技術者を選任しなければならない。ただし、長野県内の他の営業所について兼任することを妨げない。</td></tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	常勤の排水設備工事責任技術者を置かなければならない。	排水設備工事責任技術者を選任しなければならない。ただし、長野県内の他の営業所について兼任することを妨げない。
改正前	改正後				
常勤の排水設備工事責任技術者を置かなければならない。	排水設備工事責任技術者を選任しなければならない。ただし、長野県内の他の営業所について兼任することを妨げない。				
3 施行期日	令和 7 年 4 月 1 日から施行する。				
4 審議状況	<table> <tr> <td>(1) 法規審査委員会の決定</td><td>1 月 3 0 日</td></tr> <tr> <td>(2) 庁 議 の 決 定</td><td>2 月 1 2 日</td></tr> </table>	(1) 法規審査委員会の決定	1 月 3 0 日	(2) 庁 議 の 決 定	2 月 1 2 日
(1) 法規審査委員会の決定	1 月 3 0 日				
(2) 庁 議 の 決 定	2 月 1 2 日				

長野市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

消防局総務課

事 項	説 明
1 改正の理由	消防職員に対して支給する特殊勤務手当に、災害応援派遣手当を加えることに伴い、改正するもの
2 改正の内容	(1) 災害応援派遣手当は、管理職手当の支給を受ける職員についても支給するものとする（第2条関係）。 (2) 災害応援派遣手当の支給を受ける職員の範囲及び支給額を別紙のとおり定める（別表関係）。
3 施行期日	令和7年4月1日から施行する。
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 1月30日 (2) 庁 議 の 決 定 2月12日

別紙

区分	支給職員の範囲	支給額
災害応援派遣手当	長野市消防本部及び消防署の設置等に関する条例に規定する消防署の管轄区域以外の区域において災害が発生した場合に、当該区域に派遣され、消防の応援業務に従事した職員	(1) 特定災害（災害対策本部が設置される等の一定の規模以上の災害として市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）における応援業務に従事した場合 従事した日1日につき 1,080円 (2) 特定災害以外の災害における応援業務に従事した場合（市長が別に定める場合を除く。）従事した日1日につき 840円 (3) (1) の場合であって、立入禁止、退去命令等の措置がなされた危険な区域（以下「危険区域」という。）において応援業務に従事した場合 従事した日1日につき 2,160円 (4) (2) の場合であって、危険区域において応援業務に従事した場合 従事した日1日につき 1,680円

長野市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例（案）要綱

消防局警防課

事 項	説 明
1 改正の理由	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、長野市消防団員についても同様に措置するため、改正するもの
2 改正の内容	消防団員として30年以上勤務した者に支給する退職報償金に係る勤務年数の区分を別紙のとおり改める（別表関係）。
3 施行期日等	令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
4 審 議 状 況	(1) 法規審査委員会の決定 1 月 3 0 日 (2) 庁 議 の 決 定 2 月 1 2 日

別紙

区分	改正前	改正後	
	勤務年数	勤務年数	
	30年以上	30年以上 35年未満	35年以上
団長	千円 979	千円 979	千円 1,079
副団長	909	909	1,009
分団長	849	849	949
副分団長	809	809	909
部長及び班長	734	734	834
団員	689	689	789